

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	届出済証の再交付		
根 拠 法 令 名	滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 (平成 4 年滋賀県条例第 42 号)	(条項)	第 14 条第 3 項
基 準 法 令 名	滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則 (平成 5 年滋賀県規則第 1 号)	(条項)	第 19 条
所 管 部 署	健康保険部 保健所衛生課 食品指導係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	一 日
【審査基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則 ・ 掲載図書等 ・ 内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 		
[参 考]	<p>滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 (届出済証の交付等)</p> <p>第 14 条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、ふぐ処理施設届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。</p> <p>2 営業者は、届出済証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届出済証の書換えを知事に申請しなければならない。</p> <p>3 営業者は、届出済証を亡失し、またはき損したときは、速やかに届出済証の再交付を知事に申請しなければならない。</p> <p>4 営業者は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた後、亡失した届出済証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。</p> <p>滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例施行規則 (届出済証の再交付)</p> <p>第 19 条 条例第 14 条第 3 項の規定による届出済証の再交付の申請は、ふぐ処理施設届出済証再交付申請書（別記様式第 14 号）によりしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、届出済証をき損したときは、当該届出済証を添えなければならない。</p>		

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。